

一般廃棄物処理業許可証

住 所 東京都千代田区内幸町二丁目1番1号

氏 名 UBE三菱セメント株式会社

代表取締役 小山 誠

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条に規定する一般廃棄物処理業について、次のとおり許可します。

令和6年3月28日

一関地区広域行政組合

管理者 一関市長 佐藤 善仁



許可の年月日	令和6年4月1日
許可の有効期限	令和8年3月31日
一般廃棄物処理業の許可の種類	一般廃棄物処分業 一般廃棄物（ごみ）の処理 汚泥、焼却灰、動植物性残渣、刈草・剪定枝、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、溶融スラグ、その他災害により発生する廃棄物
許可の条件	1 一関地区広域行政組合管内から発生する廃棄物を優先処理すること。 2 焼却灰は、塩分濃度及び放射性物質等含有割合がセメント成分に影響を与えないもの、又は与えないよう措置が講じられた物の処分とする。 3 許可期限内に処理を行う見込み又は処理実績がない廃棄物の種類は、許可の効力が発生しないものとする。 4 いずれの種類においても、区域外からの搬入については、発生する市町村からの事前協議書等の提出を受け、管理者が受入可能と判断したもの以外は受入処理できないものとする。 5 使用する施設若しくは設備については、令和6年3月12日付けの許可申請書に記載の施設若しくは設備とし、変更する場合はその都度届出をすること。 6 処理基準及び保管基準を遵守し、施設点検を怠らず飛散防止並びに騒音、振動、放流水の水質保全などの公害発生防止に努めること。 7 産業廃棄物との混合処理は禁止する。
許可の更新変更の状況	令和4年3月31日 一関地区広域行政組合新規許可 一般廃棄物処分業 令和6年4月1日 一関地区広域行政組合新規許可 一般廃棄物処分業